

1. 学校の概要

所在地 電話番号	所在地：〒263－8522 千葉県稲毛区弥生町1－33 TEL：043－290－2493 担当者：三宅 健次				
児童数・生徒数 (平成21年4月1日現在)	学年	生徒・児童数			学級数
		男	女	計	
	第1学年	87	87	174	4
	第2学年	89	86	175	4
	第3学年	87	87	174	4
	第4学年			0	
	第5学年			0	
	第6学年			0	
	計	263	260	523	12
教員数					31 名
学校・地域の 教育的環境	校舎は千葉市の文教地区である、千葉大学西千葉キャンパス内にあります。 本校は、千葉大学教育学部の附属中学校として、教育理論の実証的研究開発、教育実習生に対する指導、地域教育への貢献という使命・役割を担っています。 また、本校では、「自己理解の上に、自らの行動を自己決定し、自己実現しうる主体的な人間を形成する」ことを目的とし、この目的を実現するため、本校生徒の実態を考慮し、「広い視野に立って、明るく生き生きと活動する生徒を育成する」ことを具体目標に掲げて日々取り組んでいます。				

(1) 研究主題

新学習指導要領に対応した著作権教育のあり方に関する研究

(2) 研究のねらい

教育の情報化に伴い、情報教育が推進されてきた。一方、ネットいじめやケータイ依存など、子ども達を取り巻く情報化社会の問題点も指摘されるようになってきた。そのため、情報化社会の影の部分にあたる情報モラル教育の充実が求められるようになり、新学習指導要領でも各教科等で情報モラルの言葉が多く登場するようになった。

その情報モラル教育の中核をなすものの1つに著作権がある。著作権については情報化社会以前から存在していたものであるが、デジタルデータが誰でも簡単に複製できる時代となり、その問題性がより注目されるようになってきた。新学習指導要領でも情報モラルという言葉以外に、知的財産権や引用など、著作権に特化した言葉も登場してきたほどである。

そこで本研究では、新学習指導要領のもと、各教科等の連携を図り、限られた時間の中でより良い著作権教育の実践を目指し、そのあり方について追求することとした。

(3) 研究の概要

①新学習指導要領における著作権に関する指導事項の整理

新学習指導要領において著作権に関する記述が多く見られるようになった。そこで、どのような場で、どのような記述がされているのかについて、新学習指導要領及び学習指導要領解説について整理することとした。その際、中学校に限らず、小学校、高等学校における著作権の扱い方も整理することにより、中学校での位置づけを明らかにした。

②著作権に関する校内研修会の実施

著作権教育を推進していく必要条件として、教職員の著作権に関する意識の高揚及び知識の定着が求められる。そのための手立ての一つとして校内研修会の充実があげられる。そこで本年度は以下の2点を中心に校内研修会を行った。

・著作権問題の現状把握と著作権に関する共通理解

中学生の著作権問題に対する現状や、旬の話題として、著作権法の改正に関する内容も紹介した。

・著作権に関する知識の定着

興味関心を持ちながら研修できるよう、一般知識編、教職員編、上級者編と3段階に分けたクイズ形式のWeb問題を作成し、研修会の中で実践した。

これは、「Web問題作成ツール」(<http://www.fureai.or.jp/~irie/webquiz/>)というフリーソフトを使って作成した〇×問題で、十数問登録した問題からその都度ランダムに5問出題するようにしたものである。

③具体的な授業実践

本年度は新学習指導要領で新たに著作権に関する記述が加わった音楽、及び、情報モラルの内容が加わった道徳において、それぞれ1時間扱いの授業実践を行った。

◆音楽

新学習指導要領では、内容の取り扱いのところで「音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること」という記述が初めて加わった。

音楽の授業の中で知的財産権に関することは様々な場面で取り上げることができる。多くの場合、授業の中で必要に応じて扱うことが予想されるが、本年度は著作権に関する定着を高めるため、あえて1時間扱いで授業実践することとした。

◆道徳

新学習指導要領では道徳教育の中に著作権に関する記述はない。ただ、情報モラルに関する記述が初めて道徳教育の中に加わった。情報モラルの中でも著作権の内容は中核をなすことから、道徳教育の中でも著作権に関する内容は扱うことができる。

その際、技術・家庭科の「情報とコンピュータ」(新学習指導要領では「情報に関する技術」)と扱い方にどのような違いがあるのかを整理しなければならない。

技術・家庭科で著作権を扱う場合には、複製が容易にできる、他人の著作物を容易に発信できるなど、情報通信ネットワークの特性から著作権に関する問題を取り上げるべきである。

それに対し、道徳教育で著作権を扱う場合には、道徳教育の目標及び内容に基づいて取り上げる必要がある。学習指導要領の記述では、「4主として集団や社会とのかかわりに関すること」の「(1)法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」や「2主として他の人とかかわりに関すること」の「(2)温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」との関連が深い。また、扱う内容としては、財産権に関する内容ではなく主に著作者人格権に関する内容が中心となるといえる。

本年度はこれらのことを考慮して指導案を検討し、授業実践してみた。

(4) 研究の成果

①新学習指導要領における著作権に関する指導事項の整理

発達段階による新学習指導要領及び学習指導要領解説における著作権に関する内容を整理することができた。この作成を通して、著作権教育が計画的にスパイラル的に取り組ませるべきものであることを再確認した。(資料1)

②著作権に関する校内研修会

本研修会を通して、著作権問題の現状把握や著作権教育の必要性について共通理解をすることができた。(資料2)

また、○×問題によるクイズ形式にしたおかげで、興味関心を持ちながら著作権に関する知識に関して取り組ませることができた。(資料3)

③具体的な授業実践

著作権に関する授業として、1時間扱いの音楽の中で具体的な授業実践をすることができた。(資料4)

また、著作権に関する授業として、技術・家庭科の「情報とコンピュータ」(新学習指導要領では「情報に関する技術」)の授業の中で扱う著作権と異なる、道德教育の視点から捉えた具体的な授業実践をすることができた。(資料5)

◆課題

①新学習指導要領における著作権に関する指導事項の整理に関して

各教科等で著作権教育としてどれくらいの時間を使うことができるかを検討し、より具体的で実践可能な指導計画を作成し、教職員に啓発していきたい。

②著作権に関する校内研修会に関して

著作権に関しては生徒に指導する以前に、教職員の知識や意識を高める必要がある。著作権に関するクイズでは予想以上に不正解が多く、あやふやな解釈が浮き彫りになった。自信をもって著作権教育が実践できるよう、今後も研修会を継続させていく必要がある。

③具体的授業実践に関して

音楽と道德以外での具体的な授業実践を増やしていきたい。また、著作権に関する1時間扱いの授業としてではなく、通常の授業の中で必要に応じて著作権に関する内容に触れたり、日々の短学活の中で必要に応じて扱ったりする方法や内容についても検討していきたい。

資料 1（新学習指導要領における著作権に関する指導事項の整理）

発達段階	教科等	学習指導要領の記述	学習指導要領解説の記述
小学校 中学年	国 語	2 内容 C読むこと (1)読むことの能力を育てるため、次の事項について指導する。 エ 目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。	第3章 第2節 C読むこと (1)内容 ①指導事項 「引用」とは、本や文章の一節や文、語句などを引いてくることである。かぎ（「」）でくくるとなど、引用の仕方を指導するとともに、引用したことについて、引用者が自分の思いや考えを書くことなども指導する必要がある。 （中略） なお、実際に引用や要約をするに当たっては、文章の表現や情報だけに限らず、図表やグラフ、絵や写真なども含むことに留意し、引用する部分をかぎ（「」）でくくり、出典を明示することや、引用部分が適切な量になることなどについても指導することが求められる。このことは、著作権を尊重し保護することになる。
小学校 高学年	国 語	2 内容 B書くこと (1)書くことの能力を育てるため、次の事項について指導する。 エ 引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書くこと。	第3章 第3節 B書くこと (2)内容 ①指導事項 「引用」して書くとは、自分の考えを根拠付けたり、具体的な例を示したりする際に、本や文章などから必要な語句や文を抜き出して、自分の表現に取り入れることである。引用する場合は、まず何のために引用するのかという目的を明確にする必要がある。目的としては、人物の行動や会話を物語るため、事物や出来事、科学的事実などを紹介したり自分の考えを補説したりするためなどが考えられる。引用は、原文に正確に行うことや、引用した部分と自分の考えとの関係などを明確にすることなどに注意する。また、引用した文章等の出典については必ず明記するとともに、引用部分が適切な量になるよう指導する必要がある。このような指導が、著作権を尊重し、保護することにつながる。 （中略） なお、文章を引用する場合には、引用する部分をかぎ（「」）でくくるとや、図表を用いる場

			合には、本文に「図 1 は、～」といった表現を用いて本文との関連を示すことなどの指導が必要となる。
小学校 高学年	道 徳	第 3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第 2 に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。	第 5 章 第 4 節 5 (1) 情報モラルと道徳の内容 情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている。 道徳の時間においては、第 2 に示す道徳の内容との関連を踏まえて、例えば、情報モラルに関する題材を生かしたり、情報機器のある環境を生かしたりするなどして指導に留意することが求められる。道徳の内容との関連を考えるならば、例えば、ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題、情報を生かすときの法やきまりの遵守に伴う問題など、多岐にわたっている。
中学校 第 1 学年	国 語	2 内容 C 読むこと (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。	第 3 章 第 1 節 第 1 学年 C 読むこと (2) 内容 ① 指導事項 カ 読書と情報活用に関する指導事項 なお、集めた資料を使用する際には、著作権にも十分留意させる必要がある。 ② 言語活用例 ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介する言語活動 引用の際には、かぎ（「」）でくくること、出典を明示すること、引用部分が適切な量であることなどが大切である。このことが、著作権を尊重し保護することになる。

中学校 第2学年	国 語	2 内容 C読むこと (1)読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 オ 多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。	第3章 第2節 第2学年 C読むこと (2)内容 ①指導事項 オ 読書と情報活用に関する指導事項 また、「自分の考えをまとめる」際には、得た情報をどのように引用すればよいかを考えさせることなどを指導することが大切である。
中学校 第3学年	国 語	2 内容 B書くこと (1)書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 イ 論理の展開を工夫し、資料を適切に引用するなどして、説得力のある文章を書くこと。	第3章 第3節 第3学年 B書くこと (2)内容 ①指導事項 イ 記述に関する指導事項 第3学年では、選んだ資料を「適切に引用する」ことを重視して指導する。「適切に引用する」ためには、自分の考えの根拠としてふさわしいかどうかについて検討したり、引用部分を明らかにした上で、資料が伝えたいことと自分の考えとの関係について補足したりすることが重要である。 引用の際には、かぎ（「」）でくくること、出典を明示すること、引用する文章が適切な量であることなどが大切である。このことが、著作権を尊重し保護することになる。
中学校	音 楽	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。 (7)各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。	第4章 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れることを示している。 「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かをつくり出した人に対して付与される他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作権者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。 なお、平成15年6月に著作権法の一部が改正され、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が拡大された。しかし、著作権者の了解なしに利用できるいくつかの条件が定められているので、これらについては一層正しく理解され

			る必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するということについての認識が十分でない現状も見られるので留意する必要がある。 指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それを創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。
中学校	美術	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。 (5)美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。	第4章 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 知的財産権や肖像権 生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。 著作者の没後または著作物の公表後50年を経ない作品には著作権がある。具体的には、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真などには著作権があるので、これらを用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外とはなる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

中学校	技術・家庭	技術分野 2 内容 D情報に関する技術 (1)情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。 ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。	第2章 第2節 2技術分野の内容 D情報に関する技術 著作権や、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題と、発信者としての責任について知ることができるようにするとともに、情報社会において適正に活動する能力と態度を育成する。 この学習では、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律等で禁止されている事項に加えて、D(1)のAの情報のデジタル化や、D(1)のイの情報通信ネットワークの学習と関連させて、情報通信ネットワークにおいて知的財産を保護する必要性を知ることができるようにする。その上で、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止等、情報に関する技術の利用場面に応じて適正に活動する能力と態度を育成する。 例えば、映画や楽曲等の違法な複製は、制作者に経済的な損害とともに制作意欲の減退などの悪影響を及ぼすことを知ることができるようにすることが考えられる。
中学校	道徳	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (5)生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。	第5章 第4節 5 (1)情報モラルと道徳の内容 情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避などネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている。
高等学校	情報	第10節 第2款 第1 社会と情報 3 内容の取扱い (1)内容の(1)については、情報の信頼性、信憑性及び著作権などに	第1部 第1章 第2節 (3)「社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ」について この目標は、情報教育の目標の三つの観点のうちの「情報社会に参画する態度」の育成に対応している。情報通信ネットワーク等を使った犯罪が

		配慮したコンテンツの作成を通して扱うこと (2)ウについては、実習を中心に扱い、情報の信憑性や著作権などへの配慮について自己評価させる活動を取り入れること。	多発する中、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、人権侵害、著作権等の知的財産の保護等の情報及び情報技術を適切に扱うための知識と技能を習得させる指導について、より一層充実させることが求められている。 第1部 第2章 第1節 第2 (1)情報の活用と表現 情報の信頼性、信憑性、著作権などの知的財産、個人情報やプライバシーなどに十分配慮するとともに、内容の(4)のウの問題解決の学習との関連に配慮する。 (2)情報通信ネットワークとコミュニケーション ウ 情報通信ネットワークの活用とコミュニケーション その際、伝聞や推測、自分の考えが事実として伝わったりしていないか、他人の著作権などを侵害しないように適切な引用をしているかなど、情報の信憑性や著作権への配慮など、情報を発信するための様々な活動について自己評価させる活動を取り入れる。 (中略) また、Webサイトなどで情報を発信する際には、著作権などに配慮するとともに、アクセスに必要なパスワードを設けるなど容易に不特定多数の人に見られないようにする方法を習得させる。 (3)情報社会の課題と情報モラル ウ 情報社会における法と個人の責任 また、知的財産や個人情報の保護と活用のバランスについて取り上げ、これらに配慮した法制度、これらを扱う上での個人の責任について理解させ、情報の収集や発信などの取扱いに当たって適切な判断ができるようにする。その際、著作権や産業財産権などについて具体的な事例を通して理解させるようにする。また、著作権制度に関わる法律については、生徒自身に調べさせる学習活動を取り入れるなどして、制定に至る歴史的経緯、権利を保護しつつ著作物を活用するという法
--	--	--	---

			の目的を理解させる。 第1部 第2章 第2節 第2 (3)情報の管理と問題解決 ア 情報通信ネットワークと問題解決 また、情報の信頼性・信憑性の確認，ユニバーサルデザインやアクセシビリティ等情報の受け手に配慮したものにする事，著作権や肖像権などの権利を尊重することの必要性を併せて指導することも考えられる。
--	--	--	--

資料 2（情報関連の校内研修会の中で、著作権に関するスライドのみ抜粋）

平成21年度版

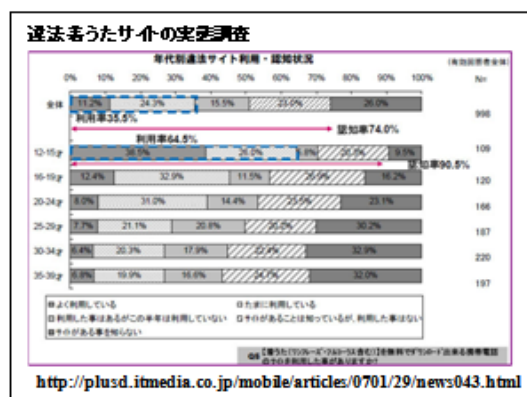
情報関連講習会



平成21年11月19日(木)
千葉大学教育学部附属中学校
情報管理係

本日の内容

- 1 子ども達を取り巻く
ネット社会の現状
- 2 セキュリティ対策と著作権
- 3 表計算ソフト 豆知識
- 4 その他(クイズ・アンケート)

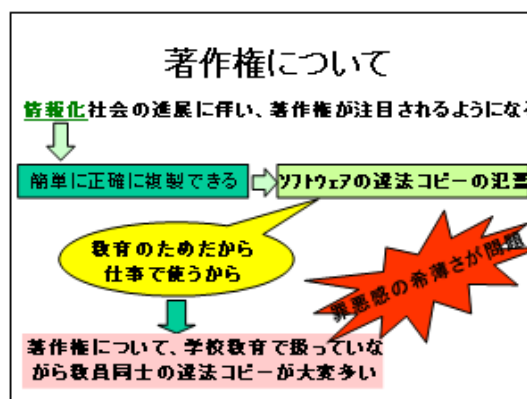


“違法着うた”サイト、 中学生の7割が利用経験あり

無料の“違法着うた”は、中学生の利用率が最も高く、利用時の罪悪感も年齢が上がるほど薄れる

日本レコード協会が12歳(中学生以上)～39歳までの携帯電話ユーザーに計1036人に対してアンケートを行い、1月29日に発表

<http://plusd.itmedia.co.jp/mobile/articles/0701/29/news043.html>



著作権クイズに挑戦！

ユーザー名 teacher
パスワード ＊＊＊＊＊

資料3（校内研修会の中で行った、著作権に関する〇×クイズの例）

著作権〇×問題（一般編）

著作権に関する、次の文章が正しいければ〇、誤りなら×を選びなさい。

問1	自分のWebページから、テレビ番組の記事が載っているWebページに許可なくリンクを貼ると著作権の違法行為になる	☐ 〇 ☐ ×
問2	自分が買ったゲームソフトであれば、コピーして友達にあげても著作権の違法行為にはならない	☐ 〇 ☐ ×
問3	引用の範囲内であれば、著作者の許可なく利用することができる	☐ 〇 ☐ ×
問4	たとえ自分がデジタルカメラで撮った友達の写真でも、許可なく自分のWebページに載せると著作権の違法行為になる	☐ 〇 ☐ ×
問5	あるサイトから、気に入った音楽を自分のパソコンにダウンロードしても著作権の違法行為にはならない	☐ 〇 ☐ ×

採点する

もう一度

もう一度をクリックすると別の問題が出題されます

[created by WEB問題作成ツール](#)

著作権〇×問題（教職員編）

次の行為の中で、著作権の違法行為にならないものは〇、違法行為になるものは×を選びなさい。

問1	授業で使うため、新聞記事を人数分コピーして配布した	☐ 〇 ☐ ×
問2	TVで放送されたものを録画し、それをいつでも使えるようライブラリにした	☐ 〇 ☐ ×
問3	合唱コンクールの練習のため、あるアーティストの音楽を人数分コピーして配った	☐ 〇 ☐ ×
問4	運動会のBGMにあるアーティストの音楽を使った	☐ 〇 ☐ ×
問5	公開研究会の資料として、生徒が作った作品集を印刷して配布した	☐ 〇 ☐ ×

採点する

もう一度

もう一度をクリックすると別の問題が出題されます

[created by WEB問題作成ツール](#)

著作権〇×問題(上級編)

著作権に関する、次の文章が正しいければ〇，誤りなら×を選びなさい。

問1	映画著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後70年を経過するまでの間存続する	☐ 〇	☐ ×
問2	商品のネーミングは著作権にあたる	☐ 〇	☐ ×
問3	著作者人格権は他人に譲渡することができる	☐ 〇	☐ ×
問4	著作権は譲渡することができる	☐ 〇	☐ ×
問5	著作者人格権には、公表権、氏名表示権及び同一保持権の3つの権利が含まれる	☐ 〇	☐ ×

採点する

もう一度

もう一度をクリックすると別の問題が出題されます

[created by WEB問題作成ツール](#)

2年D組 音 楽

授 業 者 椎 名 尚 子
展 開 場 所 音 楽 教 室

- I 題材名 音楽における著作権について考えてみよう
教材名 「きらきら星変奏曲」 モーツァルト作曲
「アヴェ・ヴェルム・コルプス」 モーツァルト作曲

II 題材の目標

- 1 著作権の歴史について理解を含めることができる。
- 2 楽譜の大切さについて考えることができる。

III 展開

時配	学習内容と活動	支援上の留意点 (○) および評価 (◇)
導入 10分	1 「きらきら星変奏曲」の最初の部分を鑑賞し、楽譜についてのエピソードを聞く 2 前回行った著作権に関するアンケートの結果を紹介する。	○音楽の学習の雰囲気をつくる。 ○楽譜によって何十年、何百年経っても、世界中で同じ音楽を演奏し、楽しむことができるということに気づかせる。 ○著作権に関する学習の導入。
展開 25分	3 音楽における「著作権」について、また「著作権」がいつからできたのか興味を持つ ・「きらきら星」はフランスのシャンソンである ・モーツァルトは著作権に違反していないのか？ ・モーツァルトの時代には著作権はまだなかった 4 著作権の歴史について知る。 ・3万5千年以上前から人類は優れた作品を遺してきた。 ・著作権の必要性は大量複製ができる印刷技術が発明されてから。 ・ベルヌ条約 5 日本における著作権、「JASRAC」について知る	◇「著作権」について興味を持ちながら課題に取り組んでいるか。 ○パワーポイントを使って、著作権の歴史についてわかりやすく説明していく。 ○「音楽と楽譜と森のなかまたち」のパンフレットを紹介する。
まとめ 10分	6 著作権とはどんな権利なのか、どんなことに気をつけたらいいのか、自分なりの考えをまとめる。 ・著作権は比較的新しい権利、目に見えない権利である→常に新しい情報を知って対応していく必要がある ・楽譜は、知的な財産である→大切にしていきたい 7 モーツァルト作曲の「アヴェ・ヴェルム・コルプス」を鑑賞する。	○楽譜があるから優れた作品を後生にまで伝えることができるということに気づかせる。 ○「のだめカンタービレ」の映像も使って興味を持たせながら鑑賞する。 ◇美しい楽曲に関心を持ちながら、音楽に集中して鑑賞しているか。

資料4－2（音楽授業プリント）

月 日（ ）

2年 組 番 氏名（ ）

☆今日の学習内容 著作権について考えてみよう（音楽編）

1. 「きらきら星変奏曲」・・・モーツァルトは著作権に違反してないのだろうか？

2. 著作権の歴史・・・

3. JASRAC／CARSのパンフレット
「音楽と楽譜と森のなかまたち」

4. 著作権は

権利、

財産である

だから・・・ →

5. 今日の鑑賞曲「
作曲者

1 年 B 組 道 徳

授 業 者 川 名 隆 行

展 開 場 所 1 B 教 室

I 題材名 あなたならどうする？

II 題材の目標

- 1 著作権に関する具体的な事例を通して、どこが問題なのか、どうするべきなのかを考える。
- 2 著作権は著作者に対する思いやりから作られている権利であることを理解する。

III 展開

時配	学習内容と活動	支援上の留意点（○）および評価（◇）
導入 10分	1 お笑い芸人のネタを少し変えて自分の新ネタとして披露する。 2 著作権に関する○×クイズを行う。	○著作権に関する事例は私達の身近なところにもいくらか存在していることを生徒の興味をひきながら理解させる。自然と生徒から著作権の侵害にあたるという指摘が出てくるとも予想される。オリジナルだということを強調させるのもポイントである。 ○著作権に関する知識理解を確認する。
展開 25分	3 著作権ほう助に関する問題事例を考える。 4 著作権に関して判断の難しい問題事例を考える。	○著作権と友達関係について A さんの立場に立って考えさせる。 ○生徒の普段の生活の中で起こる可能性の高い事例をあげ、自分におきかえて考えさせる。 ◇どこが問題なのか、どうするべきなのか、考えているか。
まとめ 10分	5 2つの事例を通して、著作権を考えるときの大切な視点について考える。	○著作権について考えることは、相手に対する思いやりを持つことであることを確認する。 ○著作権だ、権利だ、侵害だというと冷たい印象があるが、相手を思いやる心を持つと自然と著作権の侵害はなくなることを考えさせる。 ◇著作権は著作者に対する思いやりから作られている権利であることを理解できたか。

資料 5－2（授業で提示した具体的な問題事例）

※展開 3（著作権ほう助に関する問題事例）

A さんは親友の B さんに CD を貸しました。B さんは、A さんの知らないうちにコピーした CD を先輩に配っていました。B さんは、A さんに「ごめんね。良くないことだっていうのは分かってるんだけど、先輩からの頼みで断れなくて……。A ちゃんには絶対迷惑がかからないようにするからさ。」

さて、みなさんが A さんの立場だったらどうしますか。

※展開 4（著作権に関して判断の難しい問題事例）

ある教科でノート提出がありました。A 君は B 君のノートを写させてもらいました。「感想」や「気がついたこと」まで写して、ちょっと自分の意見を加えて、最終的には A 君の方が高い評価を得ました。B 君は A 君にノートを見せることを了承していましたが、評価が返ってきたときに意見や感想まで活用されていることを初めて知りました。二人は言い争ってしまいます。さて、このトラブルを避けるために彼らはどのように行動すべきだったでしょうか。

*A 君の主張

B 君はノートを写すことを許可しているのだから著作権にも違法していないし、B 君から文句を言われる筋合いはない。

*B 君の主張

A 君にノートを写すことを許可したけど、それは先生が板書したものに限ってのことです。「感想」や「気がついたこと」のような自分のオリジナリティが出て、成績にも一番関わるようなところを写すなんて聞いていない。そんなの当たり前だから、言う必要はない。だから著作権の侵害だ。